

政統賃発 0622 第 1 号  
令和 2 年 6 月 2 2 日

一般社団法人岐阜県経営者協会 御中

厚生労働省賃金福祉統計官  
(賃金福祉統計室長)



令和 2 年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和 23 年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添 1「調査計画」及び別添 2「調査票」に基づき、令和 2 年 6 月分の賃金等について調査することとしております。参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、原稿を用意いたしましたので、貴団体の広報誌・メールマガジン等で広報文の掲載をお願いできましたら幸いです。

新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による賃金の実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割でございます。つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別の御配慮をお願い申し上げます。

**【担当】**

厚生労働省 政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付  
参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 江口 柴野 海老沼  
電話番号：03-5253-1111（内線 7658,7659）  
メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

## 「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和2年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索

